

会 議 名	第1回 区立保育園ネイティブティーチャー派遣事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和7年1月8日（水）午後6時15分から午後7時15分まで
開 催 場 所	港区役所9階 912会議室
委 員	（出席者）5名 田中委員長、中島副委員長、石鍋委員、野澤委員、小野口委員 （欠席者）なし
事 務 局	子ども家庭支援部子ども政策課長、子ども政策推進係長、子ども政策推進係
会 議 次 第	1 開会 2 委員長・副委員長の選出について 3 選考委員会選考スケジュール（案）について 4 事業候補者募集要項（案）について 5 採点基準表（案）について 6 閉会
配 付 資 料	資料1 区立保育園ネイティブティーチャー派遣事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 区立保育園ネイティブティーチャー派遣事業候補者選考委員会委員名簿 資料3 選考委員会選考スケジュール（案） 資料4 区立保育園ネイティブティーチャー派遣事業候補者募集要項（案） 別紙1 仕様書（案） 別紙2 区立保育園ネイティブティーチャー派遣事業候補者選考基準（案） 【様式1】質問書 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書 【様式3】共同事業体構成書 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 【様式3-3】委任状 【様式4】事業者概要及び業務実績 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール 【様式7】企画提案書 【様式8】見積書 【様式9】プロポーザル参加辞退届 資料5 採点基準表（一次審査）（案） 資料5-2 採点基準表（二次審査）（案）
会議の結果及び主要な発言	

(発言者)	1 開会 (事務局から開会の挨拶) (委嘱状は机上配布) (事務局から配付資料の確認) (各委員から自己紹介) 2 委員長・副委員長の選出について
事務局	委員会では、選考委員会設置要綱の第5条において委員長・副委員長について定めており、委員の中から委員長を互選し、委員長は副委員長を指名することとなっております。委員長について、ご審議をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
A委員	これまで保育関係の事業候補者選考委員会等で数多く委員を務めておられる、田中委員が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	委員長は田中委員にお願いするということでよろしいでしょうか。 (委員一同、異議なし) ご異議なきものとさせていただきます、委員長は田中委員にご就任をお願いしたいと思います。これより先の議事進行は委員長に行っていただきます。委員長、よろしくお願いいたします。
委員長	委員長を務めます田中です。よろしくお願いいたします。 副委員長については、行政側の委員を代表して中島委員を指名いたします。 3 選考委員会選考スケジュール(案)について (事務局から資料3について説明)
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はありますか。 (委員一同、異議なし)
委員長	ありがとうございます。それでは、このスケジュールに基づき、選考を実施していくことといたします。 4 事業候補者募集要項(案)について 5 採点基準表(案)について
委員長	4 事業候補者募集要項(案)についてと、5 採点基準表(案)については、相互に関連する事項ですので、一括して議題とさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。 (事務局から、資料4から資料5-2までについて説明)
委員長	説明は終わりました。それぞれの資料や事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありますか。
A委員	資料4別紙1の仕様書に関連しますが、保育園ネイティブティーチャーはどのような就労査証(就労ビザ)を有する者が担うのでしょうか。

事務局	「技術・人文知識・国際業務」の就労査証を有する者が担います。
A委員	条件が「技術・人文知識・国際業務」の就労査証を所持しているだけだと、非常に幅広い方が対象となってしまいます。 教育・保育現場経験の全くない方が園に派遣されることのないようにするなど、ネイティブティーチャーの質を担保する対策が必要と考えます。
事務局	対策として、仕様書項番9にネイティブティーチャーの条件として「幼稚園、保育所、認定こども園又は小学校での指導・活動経験がある者」を追記します。
B委員	英語の定着が目的ではなく、日常の中で英語に触れることで、園児の多文化・国際理解を促すという、本事業の目的や趣旨について、現場の保育士へどのように周知啓発を行うのでしょうか。
事務局	今年度10月から12月にかけて、区立保育園5園において本事業を試行的に実施しており、区立保育園の全園長の間で、既に本事業実施の目的や趣旨を共有できている状況です。
B委員	本事業の目的や趣旨について、各園の園長級職員だけでなく、実際に保育を行う一般職員の保育士にも浸透させることが重要と感じます。
事務局	既に今年度から、一般職員の保育士が区立幼稚園で実施しているネイティブティーチャーの活動を見学できる機会を設けるなどの取組を実施しています。 また翌年度には、区立保育園の保育士向け研修プログラムに、園児の多文化・国際理解促進のための研修を追加し、その中で本事業の目的・趣旨の啓発を図っていくことを予定しています。
C委員	保護者にも、ネイティブティーチャーの活動趣旨を正確にご理解いただく必要があると感じます。
事務局	試行的に事業実施をした園では、実施前に保護者へ園だよりなどで事業趣旨を含めた周知を行いました。終了後には、保護者から感想などを聞き取り、そこで得た意見等も踏まえ全区立直営保育園での実施へ繋げています。
D委員	保護者にもできるだけ、保育参観などの場面で、活動の様子を一緒に見てもらう必要があるのではないのでしょうか。保護者によってネイティブティーチャーの活動への理解度も違うと思いますので、できる限り園の目標と認識を合わせていただけるよう取り組んでいくことが重要と考えます。
委員長	資料4の募集要項に記載のある、各様式の枚数、補足資料の枚数についてはご意見ありますでしょうか。 特に、事務局案では企画提案書等は片面での提出となっていますが、両面で詳しく書いていただいた方が採点しやすい場合もあると思いますが、このあたりも踏まえてご意見いただければと思います。
B委員	類似事業の事業候補者選考に委員として関わったことがありますが、その際には片面のみの記載でも不足ないと感じました。
委員長	では、各様式の枚数、補足資料の枚数については事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

	(委員一同、異議なし)
委員長	第一次審査の通過事業者数について、事務局案は3者程度となっていますが、これについては案のとおりでよろしいでしょうか。
	(委員一同、異議なし)
委員長	第2次審査の実施方法について、事業者プレゼンテーションの際、スクリーンへの資料投影等を行わず、第一次審査用企画提案書に沿って説明をしていただくという事務局案のとおりでよろしいでしょうか。
	(委員一同、異議なし)
委員長	第2次審査の時間配分については、事務局案のとおりプレゼンテーション時間10分、質疑応答時間20分でよろしいでしょうか。
	(委員一同、異議なし)
委員長	次に、各提案書様式及び資料5、資料5-2の採点基準表について、各委員からご意見ありますでしょうか。
A委員	様式7の項番3(1)における乳幼児への活動内容に係る設問について、この表記だと、2歳児のみの活動を記載するように見えてしまうのではないのでしょうか。
事務局	2歳児から5歳児までの各年齢の発達過程を見通した活動内容を記載いただくよう、設問を修正します。
B委員	審査の評価項目である緊急時対応に関連し、園での活動中に非常災害等が発生した際、ネイティブティーチャーはどのような役割を担うのか。
A委員	仕様書案項番10「派遣労働者の就業条件」(4)に、派遣労働者の責任の程度が保育士と同程度と記載されていることを踏まえると、非常災害等発生時にネイティブティーチャーがどこまで災害対応の役割を担うのか気になります。
事務局	ネイティブティーチャーは、業務中に非常災害等の緊急事態が発生したときは、指揮命令者である園長の指示に従い、園児の安全を確保する役割を担います。また、必要に応じ園で行う防災・防犯・防火のための訓練に参加します。非常災害等発生時におけるネイティブティーチャーの役割については、仕様書に明記するよう修正します。
C委員	業務実績の評価について、保育園、幼稚園、小学校及び中学校への講師派遣実績を評価することとなっているが、児童館など他の児童関連施設へ講師を派遣していた場合などについても、評価対象としてはどうでしょうか。
事務局	講師派遣実績について、保育園、幼稚園、小学校及び中学校以外の児童関連施設まで評価の対象範囲を広げてしまうと、対象範囲を明確にすることが難しくなるため、案のとおり系統的かつ客観的に評価ができる範囲に区切らせていただきます。
C委員	派遣事業者がネイティブティーチャーへ実施する研修について、ネイティブティーチャーが保育所保育における基本的な知識を身に付けられるものになっている必要があると感じるため、区からおおよその実施内容を予め示しておいた

	ほうがよいのではないのでしょうか。 また、研修体制・内容に係る評価項目は重要であるため、評価係数を引き上げた方がよいと感じます。
A 委員	同様に、研修体制・内容は重要な評価項目と考えます。 事務局案の評価視点では「質の高い英語による活動をするために、効果が期待できる研修内容になっているか」となっていますが、この部分だけだと色々な考え方があるので、保育所保育指針等を踏まえた研修を行うことも仕様書等に入れておいたほうがよいのではないのでしょうか。
事務局	派遣事業者が、国の保育所保育指針における、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など、保育の実施に関わる基本的事項を踏まえた活動を行うために必要な研修をネイティブティーチャーへ実施するよう、仕様書に追記します。 また、選考基準における研修体制・内容の評価視点に、ネイティブティーチャーが保育の実施に関わる基本的事項を踏まえた活動を実施できるような研修となっているか評価する記載を追記します。
委員長	研修体制・内容に係る評価項目の評価係数については、2 から 4 に引き上げます。 選考基準案のとおり、第一次審査及び第二次審査それぞれの満点の 60 % を基準点（最低ライン）として設定してよいか。 （委員一同、異議なし）
委員長	これまでの議事を通じ、各委員から追加のご質問やご意見などはありますか。
E 委員	第二次審査のプレゼンテーションには、参加事業者からどのような立場の方が出席するのでしょうか。
事務局	派遣事業者本部の業務責任者、業務担当者に加え、ネイティブティーチャーを統括する立場の方にご出席いただく予定です。
C 委員	第二次審査における事業者側の参加者数について、人数制限等を設けたほうがよいのではないのでしょうか。 事業者側の関係者が多くなることが予想されるため、限られた時間配分の中であまり多くの関係者が出席すると、プレゼンに支障をきたす懸念があります。
事務局	選考基準に、第二次審査における事業者側の参加者数は 3 名（業務責任者 1 名を含む）までを上限とする旨追記します。
委員長	皆様から頂いたご意見の最終的な反映につきましては、委員長一任ということにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。 （委員一同、異議なし）
委員長	それでは、本日のご意見を踏まえまして、事務局には 1 月 10 日の公募開始に向け、作業を進めていただきたいと思います。 6 閉会 （事務局から事務連絡）